

重要

令和2年度 日本学生支援機構 給付奨学金
(旧制度：518,519で始まる奨学生番号)
「継続手続き」について

学生支援チーム奨学金担当

Tel : 059-231-9061

E-mail : menjyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp

1. 10月末現在で休学中の人を除き、**全員**手続きが必要です。4月以降の給付を希望しない人も、継続願で「継続を希望しない」ことを入力していただきます。

入力期間 令和2年12月15日(火) ~ 令和3年1月24日(日)(厳守!)

(ただし、12月29日~1月3日は入力できません。)

証明書類提出期限 インターネット入力後 ~ 令和3年1月29日(金)(厳守!)

郵送先 〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

三重大学学務部学生支援チーム奨学金担当

(封筒表面に「給付奨学金継続願証明書類在中」と書き添えてください)

持参の場合 総合研究棟Ⅱ 1階 学生支援チーム①番窓口

2. 提出の手順について

大学HPに『日本学生支援機構「給付奨学金継続願」の提出手続きについて **給付(旧制度)**』を掲載していますので、必ずよく読んでから手続きを始めてください。

① 証明書類を準備する

➤2018年度採用者(3年生)は**全員必要**。2019年度採用者(2年生)は基本的には不要(必要な場合有)。

生計維持者(父母ともにいる場合は**両方**)の令和2年度(令和元年分)住民税(非)課税証明書(R2.1.1に住民票のある市役所等に請求する)

➤**自宅外通学**の人のみ必要

生計維持者(父母ともにいる場合は**両方**)の住民票と、奨学生本人の住民票(住民票を移していない場合は、現住所が確認できる公共料金の請求書等のコピーで可)

② 市区町村民税(非)課税証明書を基に、『給付奨学金継続願』の提出手続きについて』の2~3ページにある「入力準備用紙」に下書きをする。(本紙裏面の「3. 証明書類と入力における注意点」の説明に留意して記入してください。)

③ 日本学生支援機構ホームページ → **奨学金** → **スカラネット・パーソナル** をクリック。

(直接URLを入力する場合は、<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>)

④ ログインして、「奨学金継続願提出」タブをクリックする。

⑤ 「給付奨学生番号」(複数の奨学生番号がある場合は518又は519で始まる番号)を選択し、下書きどおりに入力していく。

⑥ 入力内容確認画面「給付奨学金継続願情報一覧」を必ず印刷もしくは画像データで保存する。

⑦ 最後に画面に表示される受付番号(16桁)を入力準備用紙3ページにメモする。入力終了後に内容を訂正したい場合は、奨学金窓口で訂正を願い出てください。

⑧ 上記①で準備した「証明書類」を大学の指定する**提出期限**までに奨学金担当に提出する。

3. 証明書類と入力における注意点

- ① 「令和2年度（令和元年度）住民税（非）課税証明書」は、令和2年1月1日に住民登録をしている市役所等で発行されます。特に、**政令指定都市**（入力準備用紙4ページ参照）に住民票がある場合は、市役所で発行依頼をする際に、「政令指定都市以外の標準税率に基づく所得割額」の表示が必要であることを伝えて発行してもらってください。
- ② 入力準備用紙の「H-経済状況」の2. で回答する生計を維持している人の「人数」は、父母ともにいる場合は、いずれかが（又は両方が）無職無収入であっても、「2人」となります。証明書の提出が必要な奨学生は、生計維持者それぞれの「令和2年度（令和元年度）住民税（非）課税証明書」の提出が必要です。
- ③ 「H-経済状況」の3. 5）及び4. 5）で回答する「非課税」か「非課税でない」かについては、市区町村民税の**所得割額**の有無で判断します。均等割額に金額の記載があっても、**所得割額**が「0円」であれば非課税としてください。政令指定都市発行の証明書では、「政令指定都市以外の標準税率（税源移譲前）に基づく所得割額」（※）の欄の金額が対象となります。
 - ※ 証明書の記載例（発行する市により表記が異なります）
 - ・ 指定都市以外の標準税率（税源移譲前）に基づいた税額
 - ・ 旧税率で計算した市民税所得割額
 - ・ 税源移譲前（市民税所得割）
 - ・ 税源移譲関連（市民税）
- ④ 非課税ではない場合は、「H-経済状況」の3. 6）及び4. 6）に③で確認した市区町村民税の「**所得割額**」の金額を入力してください。

4. よくある質問

Q1. **継続できるでしょうか？**

- A. 大学において継続希望者の学業成績と経済状況を審査して、適格認定（継続・警告・停止・廃止・廃止（返還必要）の判断）を行い機構へ報告します。留年した場合は「廃止」となります。修得単位数により標準修業年限での卒業が見込めない者は「廃止」となる場合があります。学業不振による廃止のうち、やむを得ない理由が認められない場合は、奨学金の返還を求められます。

Q2. **「継続を希望しません」を選択しました。その後の手続きはどうしたらいいの？**

- A. 継続を希望しない方にも適格認定を行います。その結果「奨学金の返還が必要」と判断された方には、5月中旬頃に返還に関する手続書類を配付します。書類の準備ができ次第、対象者に連絡します。それ以外の継続辞退者については、継続願の提出以降に必要な手続きはありません。

Q3. **継続なら4月11日に振込まれますよね。**

- A. いいえ、4月の振込日は21日、5月は14日です。適格認定で「継続」と判定された方には、大学の奨学金担当や日本学生支援機構からの連絡は特にありません。4月21日以降に振込口座通帳の記帳をして、継続となったことを確認してください。
ただし、今回の継続願入力期限（1月24日）を守れない人が一人でもいると、継続できる奨学生全員の4月分奨学金が5月14日まで振り込まれない可能性があります。